

鳥取県町村職員退職手当組合の設立について

地方自治法第二百八十四条第一項の規定により、鳥取県内の他の町村及び市町村の一部事務組合と職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、鳥取県町村職員退職手当組合を設立するものとする。

昭和三十六年三月十一日提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅己

昭和三十六年三月十七日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取県東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取県町村職員退職手当組合格約

第一章 総 則

(名称)

第一条 この組合は、鳥取県町村職員退職手当組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、別表に掲げる町村及び市町村の一部事務組合(以下「組合町村」という。)をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第三条 組合は、組合町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理することを目的とする。

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は鳥取市東町一丁目三百五番地に置く。

第二章 議 会

(議会の組織)

第五条 組合の議会の議員の定数は別表に掲げる町村の数とし、その町村の長をもつてこれに充てる。

第六条 組合の議会は、組合長をもつて議長とする。

2 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、副組合長が年長の順により議長の職務を行う。

第三章 執 行 機 関

(組合長及び副組合長)

第七条 組合に組合長及び副組合長二人を置く。

2 組合長は、鳥取県町村会の会長の職に在る者をもつてこれに充て、副組合長は鳥取県町村会の副会長の職に在る者をもつてこれに充てる。

3 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、第六条第二項の例により副組合長がその職務を代理する。

(職 員)

第八条 組合に吏員その他の職員を置き、組合長がこれを任免する。

(監査委員)

第九条 組合に監査委員三人を置く。

2 監査委員は、鳥取県町村会の監事の職に在る者をもつてこれに充てる。

第四章 経費の支弁方法

(経費の支弁方法)

第十条 組合の経費は、次の収入をもつてこれに充てる。

一 町村負担金

二 組合の財産から生ずる収入

三 その他の収入

(町村負担金)

第十一条 組合町村は、組合が行う退職手当の支給に要する費用及び組合の事務費に充てるため、次の負担金を組合に納入しなければならない。

一 一般負担金 その職員の給料月額の合算額に条例で定める割合を乗じて得た金額

二 特別負担金 その職員が組合から支給を受けた退職手当の金額と条例による基準的な普通退職手当の金額との差額

三 事務費負担金 組合の予算に定める事務費の組合町村職員一人当りの額にその組合町村の職員数を乗じて得た金額

第五章 雑 則

(設立後加入町村及び脱退町村の納付金及び還付金)

第十二条 組合設立の日後町村又は市町村の一部事務組合が組合に加入する場合の納付金及び組合町村が組合から脱退する場合の納付金又は還付金については、条例で定める。

附 則

この規約は、組合の設立につき許可を得た日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

(別表)

岩美郡	国府町	津ノ井村	岩美町	福部村
八頭郡	郡家町	船岡町	河原町	八東町
気高郡	気高町	鹿野町	青谷町	若桜町
東伯郡	羽合町	泊村	東郷町	三朝町
西伯郡	西伯町	会見町	岸本町	伯仙町
日野郡	日南町	日野町	江府町	溝口町
鳥取県町村職員恩給組合				
鳥取県市町村消防災害補償組合				
邑法第一中学校組合				